

子どもの権利について知ろう!

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」について

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子ども(18歳未満)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間として持っている権利を認めています。

あわせて、おとなへと成長する過程にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利を定めています。

子どもの権利条約の4つの原則

差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達にに応じて十分に考慮します。



公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

子どもの権利を守るのは大人の役割です!

私たち大人が「子どもの権利」を尊重し、子どもひとりひとりの声をしっかり聴き、
子どもへのまなざし運動を実践していきましょう!

佐賀市未来を託す子どもを育むための 大人の役割に関する条例

子どもへのまなざし運動は条例にもとづいて推進しています



子どもへのまなざし運動テーマソング 「まなざしアーチ」

情景が目には浮かぶようなあたたかい詞と、一度聞いたらつい口ずさんでしまうようなメロディです。まなざしアーチダンスもあります!ぜひ聞いて、踊ってください



問い合わせ先

子どもへのまなざし運動・若者支援推進室
電話/40-7354 FAX/24-2332



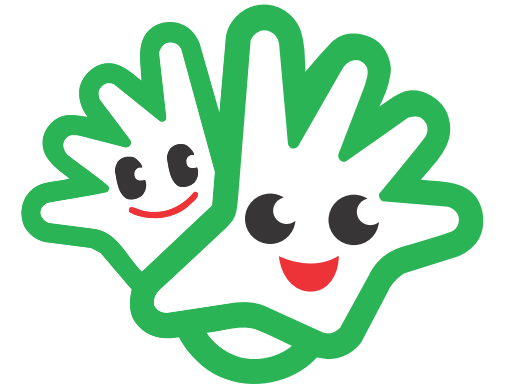
子どもへのまなざし運動の実践に繋げるために様々な取り組みを行っています



佐賀市市民総参加子ども育成運動

「子どもへのまなざし運動」

さあ! 大人の 出番です



～できる人ができる時にできる範囲で～



目的

子どものすこやかな成長は、すべての大人の願いです。そして、子どもがすこやかに成長していく過程では、多くの他者とのかわり、とりわけ大人とのかわりが重要です。

佐賀市では、**子どもが社会において保障されるべき様々な権利の尊重に努め、すべての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ、主体的にかかわる社会「子どもへのまなざし“100%”のまち**の実現を目指し、市民総参加で子どもを育む市民活動として「子どもへのまなざし運動」を推進します。

大切にしたい3つの考え方

子どもを育むことに対する役割と責任を自覚する

大人は、「家庭」「地域」「企業等」「学校等」の役割と責任を自覚し、連携・協働しながらその役割と責任を果たすよう努める。

子どもの声に耳を傾け子どもの権利を尊重する

大人は、子どもの声に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益を考慮し、子どもが有する様々な権利の尊重に努める。

子どもの手本となるよう大人自身が模範を示す

大人は、日常生活における自身の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、自らの言動を省みながら自らを律する。

